

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

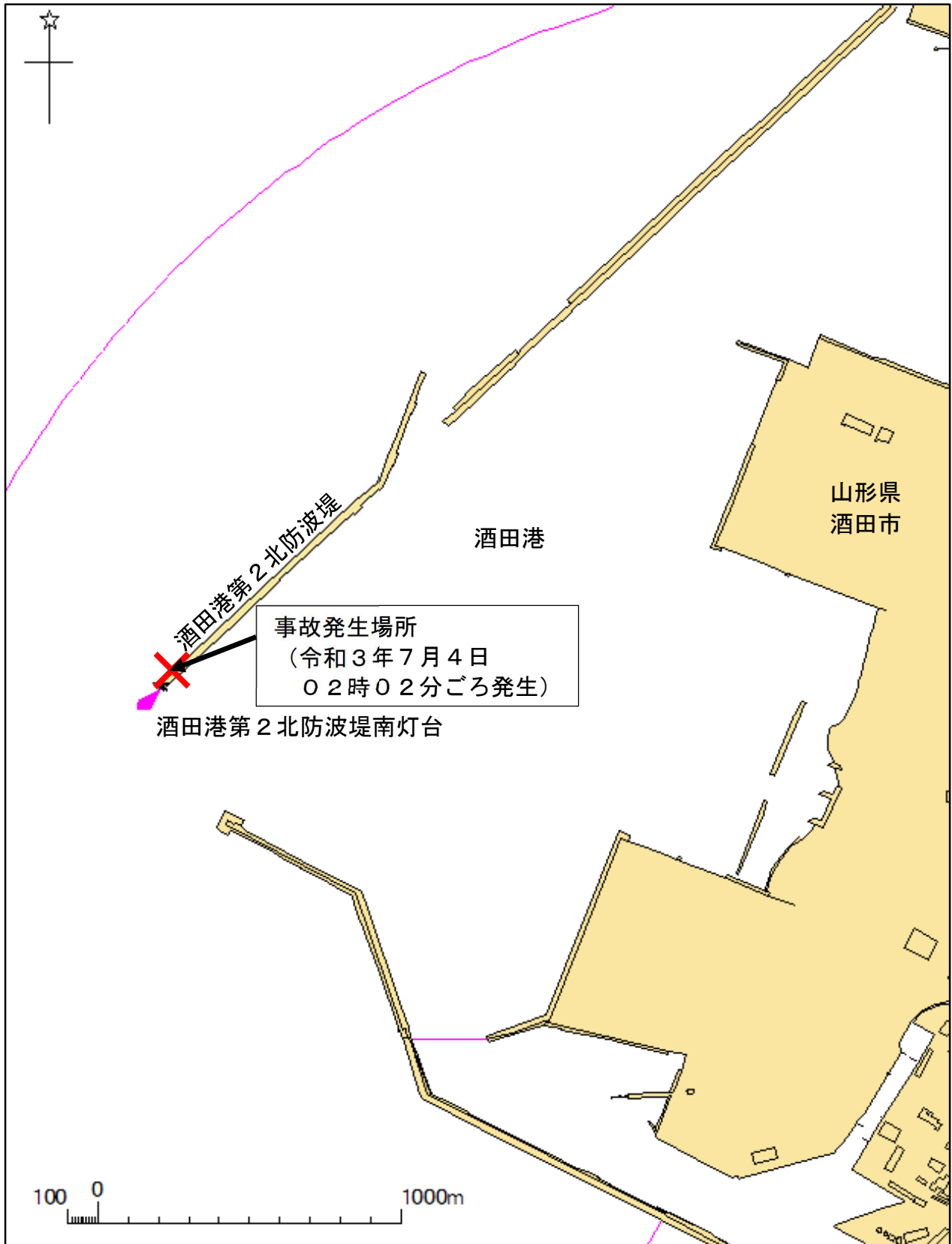
委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和3年7月4日 02時02分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港 酒田港第2北防波堤南灯台から真方位046°40m付近 （概位 北緯38°56.5′ 東経139°47.5′）
事故の概要	遊漁船第八飛龍 ^{ひりゅう} は、帰航中、防波堤に衝突した。 第八飛龍は、釣り客2人が負傷し、船首部に破口を生じ、また、防波堤は、コンクリート部に欠損等を生じた。
事故調査の経過	令和3年7月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第八飛龍、9.16トン YM2-1071（漁船登録番号）、個人所有 13.36m（Lr）×3.10m×0.98m、FRP ディーゼル機関、382.45kW、昭和54年6月 第241-17230号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年9月11日 免許証交付日 平成29年5月1日 （令和5年4月3日まで有効）
死傷者等	軽傷 2人（釣り客2人）
損傷	本船 船首部に破口 防波堤 コンクリート部に欠損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、令和3年7月3日15時40分ごろ、ぶり釣りの目的で酒田市飛島北方約5海里沖の釣り場に向けて酒田港内の定係地の入船船溜まりを出発した。 本船は、釣りを終え、前部甲板に釣り客2人、左舷側通路に釣り客2人、操舵室に船長及び釣り客1人、操舵室後方の客室に釣り客2人、後部甲板に釣り客3人がクーラーボックス等にそれぞれ座りなが

	<p>ら、4日00時20分ごろ、酒田港に向けて帰航を開始した。</p> <p>本船は、針路真方位150°、約13ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で酒田港第2北防波堤南灯台の灯火を目標として帰航中、02時00分ごろ、酒田港第2北防波堤まで600m付近に至ったとき、船長が、同防波堤の南端から出航する小型船の灯火を認め、約10knに減速したのち、本船の右舷方を通過する同船の動静に視線を向けたまま、航行を続けた。</p> <p>本船は、船長が、前方に向き直った直後、02時02分ごろ、同じ針路及び速力で、酒田港第2北防波堤の沖側の傾斜した壁面に衝突した。</p> <p>本船は、衝突後、傾斜した壁面を自重で滑り下り、船長が船体と乗船者の被害状況を確認しないまま、自力で航行して定係地に入港し、釣り客を下船させた。</p> <p>船長は、翌日、海上保安庁に出向いて本件事故の発生を報告した。</p> <p>船長は、後日、前部甲板に乗船していた釣り客1人と客室に乗船していた釣り客1人から打撲等を負っていた旨の連絡を受けた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 本事故当時の釣り客等の配置概略図、写真1 本船の損傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだんから、酒田港第2北防波堤南灯台の灯火を目標に酒田港に接近し、同防波堤先端をかわして入港しており、当時もGPSプロッター等で本船が同防波堤に向かっていることが分かっていたが、同防波堤に至るまで時間的余裕があると思い、出航する小型船の灯火を視認した後も本船の右舷方を通過するまで、同船に視線を向けていた。</p> <p>船長及び釣り客は、全員、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、酒田港において、酒田港第2北防波堤南灯台の灯火を目標として帰航中、船長が、同防波堤に至るまで時間的余裕があると思い、本船の右舷方を航行する小型船の動静に視線を向けて航行を続けたことから、同防波堤に接近していることに気付かず、同防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が酒田港において、酒田港第2北防波堤南灯台の灯火を目標として帰航中、船長が、同防波堤に至るまで時間的余裕があると思い、本船の右舷方を航行する小型船の動静に視線を向けて航行を続けたため、同防波堤に接近していることに気付かず、同防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、</p>

	<p>次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行中、一方向のみに視線を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。・ 船長は、帰港する際、港口付近の防波堤上の灯台等に直接向首することなく、防波堤から距離をとり、前路に障害物のない針路で航行すること。・ 船長は、航行中、GPSプロッター等を十分に活用すること。・ 船長は、事故発生後、速やかに船体及び乗船者の被害状況を確認すること。・ 船長は、事故が発生した場合、負傷者等の救護・救助のため、速やかに海上保安庁に事故発生を通報すること。
--	---

付図1 事故発生場所概略図



付図2 本事故当時の釣り客等の配置概略図

- 船長
- 釣り客

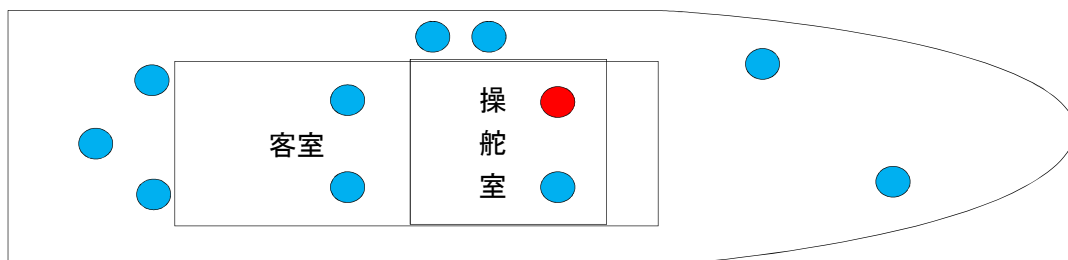


写真1 本船の損傷状況

